

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 13 日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種は、これまで予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条に基づき実施してきたところですが、令和4年12月9日に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）第5条の規定により予防接種法附則第7条第1項の規定は削除され、当面の間は、改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、改正後の予防接種法第6条第3項の規定によるものとみなして、実施を継続することとしています。

一方、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の位置付けを検討するに当たり必要な病原性や感染力等の評価に関する検討が開始されています。

こうした状況を踏まえて、12月13日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）においても、今後の新型コロナワクチン接種の在り方について検討を開始しましたのでお知らせします。

具体的な接種の在り方については今後検討することとしており、分科会開催等の都度、その状況をお知らせしていくこととしておりますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、今後検討状況をお知らせした際には、当該情報を踏まえて速やかに必要な準備に着手していただくようお願いいたします。

なお、12月13日の分科会においては、以下の方針が確認されています。

①検討の論点

まずはワクチンの有効性等から接種の目的を明確にし、その上で接種計画（対象者、回数、時期、ワクチンの種類等）の検討を行うこと。

②考慮要素

①の検討に当たっては、特に以下の要素を考慮すること。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の疫学的状況及び感染症法上の位置付け
- ・ ワクチンの安全性及び有効性の持続期間等
- ・ 次年度以降の諸外国における接種プログラムの方針

③検討の進め方

- ・ ②の考慮要素に関するエビデンスを国立感染症研究所において収集・整理し、
- ・ 当該整理を踏まえ、令和5年年初より厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会において、接種目的、接種計画に係る技術的検討を行った上で、
- ・ 分科会において議論を行い、速やかに今後の接種の方向性に関する結論を得ること。

④接種実施に当たっての留意事項

検討に当たっては、自治体の準備状況やワクチンの流通状況について十分配慮すること。

以上